

令和8年度学校体育施設開放事業における暖房機器利用について

○利用許可期間

暖房機器利用許可期間は、令和8年11月1日（日）から令和9年3月31日（水）までとします。ただし、学校により利用許可期間が異なるため、利用日誌に記載されている期間までの利用となります。

○学校暖房機器（ダルマストーブ）の利用条件

- ・学校暖房機器を利用する場合は、灯油の利用料を納付書により納付して頂きます。納付時期は各団体の利用期間終了後の3月から4月までとなります。

※1時間当たりの単価については、当該年度の2月の灯油単価に消費灯油量をかけて積算します。また、利用が1時間に満たない場合は1時間として積算します。

※参考 R7年11月単価で積算した場合。

$$0.64\text{L} \times \text{灯油単価 } 121 \text{ 円} = 78 \text{ 円/h (小数点切り上げ)} \quad 1 \text{ 時間当たりの単価 } 78 \text{ 円/h}$$

- ・学校暖房機器は利用団体に対して、1台貸し出します。

※半面で利用しており、他にも半面利用している団体がいる場合、それぞれに1台ずつ貸し出します。

- ・灯油は教育委員会で用意しますが、利用する際に暖房機器の灯油がない場合は、利用団体でポリタンクから暖房機器へ補給していただきます。

- ・暖房機器の保管場所からの移動（使用時、返却時）も利用団体が行います。

○持込暖房機器の利用条件

- ・持込暖房機器を利用される場合は、利用団体が燃料も準備していただきます。
- ・持込暖房機器、燃料（ポリタンク等）の保管場所につきましては、利用団体が個別に学校と協議していただきます。
- ・暖房機器の保管場所からの移動（使用時、返却時）も利用団体が行います。

○提出書類

- ・今年度の利用期間終了後に利用日誌へ暖房機器利用時間を記載し、スポーツ振興課へ提出していただきます。
- ・暖房機器を利用する前に、学校施設開放事業における防火管理について（新規団体又は自衛消防組織に変更が生じた団体）、誓約書をスポーツ振興課へ提出していただきます。

※学校暖房機器利用団体、持込暖房機器の利用団体に限らず、学校体育施設開放事業を利用する団体は全て提出していただきます。

○留意事項

故意若しくは過失又は法令違反により火災を発生させた場合は、利用団体へ求償する場合もございます。